

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 鳥国医二二八四	氏 名 栗 原 達 郎	登録の年月日 昭和四十二年十月九日
----------------------	----------------	----------------------

鳥取県告示第六百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
野村 淳	米子市加茂町一丁目三六	鳥齒二六八	昭和四十二年十月十六日
野村 昌志	米子市加茂町一丁目三六	二六九	〃
江原 宏忠	西伯郡中山町上市二七	二七〇	〃

鳥取県告示第六百六十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二二六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字末用字乳母ヶ谷二一九九の一、字鬼入道二二〇六から二二〇八まで、二二〇九の一、二二〇九の二、二二〇九の八、二二一一、二二一二、二二一六の一、二二一六の三、二二一七、二二一八の一、二二一八の二、二二一九から二二二一まで、字毛無山二二二四、二二二五、二二二六の一、二二二六の二、二二二七、二二三〇、二二三一、二二二二の一五、二二二二の一七から二二二二の二八まで、二二二三の三〇、二二三三の三四から二二三三の六三まで、二二三三、字東山二二三五、字露谷二二四三の五五から二二四三の五七まで、二二四四の一、二二四四の二、字露谷口二二四五から二二四七まで、字山神東平二二四九の二から二二四九の五、二二五〇から二二五八まで、二二六二、二二六四から二二六七まで、字山神西平壹二二六八から二二七六まで、字山神西平二二七七から二二八〇まで、二二八一の一から二二八一の三、

二二八二から二二八六まで、二二八八から二二九〇まで、大字水谷字末用越シ之奥九八二、九八三、九八四の二から九八四の八まで、九八五から九八七まで、字深谷九八八の二、九八八の二、九八九から九九三まで、九九四の二、九九四の二、九五五から一〇〇一まで、字狭岩奥之谷一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九の二から一〇〇九の二〇まで、一〇一〇、一〇一一、字太郎右衛門谷東平一〇一二から一〇一五まで、字稗山一〇二五、一〇二六、字平岩一〇三五の二から一〇三五の三七まで、一〇三八から一〇四七まで、一〇四八の二、一〇四八の二、字船ヶ谷西平一〇四九の二、一〇四九の三から一〇四九の五まで、一〇五〇から一〇五四まで、字若荷谷一〇九七の二から一〇九七の四まで、一〇九八、一〇九九、字ズリの谷東平一一〇〇、一一〇一の二から一一〇一の五まで、一一〇二、一一〇三、一一〇八、一一〇九、字御崎谷一一一四の二、一一一四の四、字大平一一二三の二から一一二三の六まで、一一二四の二、一一二四の二、一一二五から一一三〇まで、字滝谷平一一三三の二から一一三三の五まで、一一三四の二から一一三四の三まで、一一三五の二、一一三五の二、一一三六から一一三八まで、字坂上西平一一三九の二から一一三九の四まで、一一四〇から一一四三まで、字岩見谷一一八九の二から一一八九の四まで、字権現谷一一九〇の二、一一九一、字岩見谷口西平一一九二

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。()

鳥取県告示第六百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

北条砂丘土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事	前田 正守	東伯郡北条町大字園坂
"	中江 豊	下神
"	西村 勝義	江北
"	浜本 武貴	"
"	磯江 稔	"
"	山本 涼三	国坂
"	近藤 虎治	北尾
"	別所 正徳	弓原

高坪守正	鈴木登喜夫	西山孝	山田政男	中川豊春	吉村隆義	小沢義勝	荒尾稔
下神	松神	大栄町大字東園	西園	由良宿	妻波		

任期満了による退任
就任した役員の氏名及び住所

前田正守	山本涼三	磯江稔	清水孝志	磯江一	高坪守正	近藤虎治	別所正徳	原田仙松	小矢野信義	西山孝	中川豊春	種山清重
東伯郡北条町大字国坂五〇六番地	江北一、九八八	一、七二八番三地	七〇七番地	下神五六七番一地	北尾四四三番地	弓原六〇五	三〇三	松神六九二	大栄町大字東園四〇八	西園一、一〇三	一、一七五	

吉村隆義	小沢義勝	中波正憲
由良宿五五一番二地	一、二二〇番地	妻波一、二三七

昭和四十二年七月三十日通常総会において総選挙の結果当選し七月三十一日就任 任期三年
大河内土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

川福優	牧富男	牧幸人	牧美喜雄	佐々木朋規	佐々木晴好	牧昭人	佐々木英明	佐々木尊	船越嘉	牧利男	石兼利徳
倉吉市大河内											

任期満了による退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	牧利男	倉吉市大河内五〇一ノ三
"	牧昭人	四五七
"	牧富男	五四二
"	川福優	三七四
"	佐々木朋規	四六九ノ一
"	佐々木英明	四〇〇ノ一
"	牧幸人	五二五
"	佐々木尊	四四二
"	古林一郎	四八四
"	佐々木庄太郎	四三一
"	船越嘉	四四二
"	石兼利徳	三八一

昭和四十一年四月十日総会において選挙の結果当選し四月十日就任
期昭和四十四年三月三十一日まで